

もうひとつ の おはなし

生物多様性 - Win-Winな関係 -



生物多様性とは？

暮らしと産業を支える生物多様性

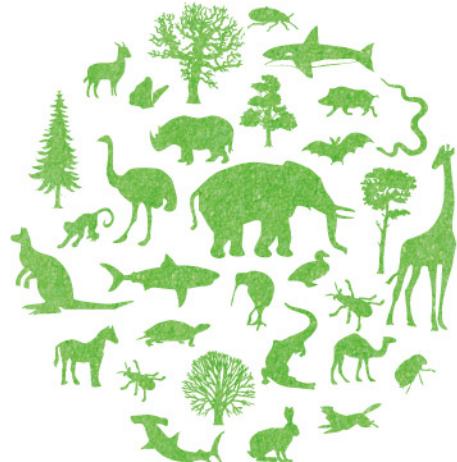
生物多様性条約とは？

ABSってどんなこと？

日本によるABS実践例

生物多様性とは？

私たちが生活している地球上には、長い年月をかけて環境に適応しながら生命が進化してきた結果、実際に様々な生き物がいます。そして、お互いに依存しあい、関わりあいながら生きています。このように、多様な生き物が互いに密接に関わりあっていることを生物多様性といいます。



生物多様性には3つの多様性が含まれます

生態系の多様性

生き物は、自然条件に応じて生息し、森、砂漠、里山、川、湿地、海など多様な生態系を形づくっています。

種(種間)の多様性

生き物には、動物、植物から微生物にいたるまで、多様な種が存在しています。

遺伝子(種内)の多様性

同じ種の中でも、遺伝子の違いから、形や大きさ、色合い、模様、適応能力など、多様な個性があります。

暮らしと産業を支える 生物多様性



生物多様性と聞くと、日常から離れた自然の中の出来事として、危機にある野生動物や森林、希少な植物などを思い浮かべるかもしれません。しかし実際には、まさに私たちの暮らしのものが生物多様性の恵みによって支えられていて、とても身近な話題なのです。

身のまわりを見てみると、生物多様性を活かして、研究や工夫、加工を加えた数多くの製品やサービスに囲まれて生活していることがわかります。衣食住をはじめ、医薬品、化粧品、園芸植物、生き物による汚染浄化など、今日の私たちの豊かで健康な暮らしは、いわば生物多様性の産業利用の上に成り立っています。

目に見える動物や植物も大切ですが、忘れてはならないのが私たちの足元で生きている無数の様々な微生物です。生態系を支える縁の下の力持ちとして重要な働きをしています。そして私たちの暮らしとも密接な関係があります。日本人にはおなじみの味噌、しょうゆ、日本酒、漬物など独自の食文化も、各地の風土や食材とともに微生物の働きによって生み出されたものです。健康な暮らしに欠かせない医薬品も、微生物を含む生物多様性の恵みに由来するものが数多くあります。特に微生物は未知のものがとても多く、これからも新たな発見があるかもしれません。

抗生素質ペニシリンの発見……世界初の抗生素質ペニシリンは、1929年、イギリスの細菌学者フレミングによって青カビから発見されました。1942年に実用化され、その後の抗菌剤、制ガン剤などの急速な進歩の第一歩となりました。今日、企業や大学などが生物多様性を活かして研究開発や産業利用を行うときにも、動植物、微生物などに由来する遺伝資源を利用しています。

生物多様性条約とは？

生物多様性条約は、特定の種や地域を保全しようとするのではなく、より包括的に生物多様性の保全と持続可能な利用を行うために数多くの国々の間で約束された国際条約です（1992年リオデジャネイロの地球サミットで作成、1993年効力発生、締約国数192ヶ国〔2009年10月〕）。正式には、「生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity〔略してCBD〕）」と呼ばれます。

地球環境保護条約の顔を持っていますが、生物多様性は私たちの暮らしや産業と深く関わっており、保全だけではなく利用にも目を向けています。そのため、取り扱われるテーマは、自然保護だけではなく、農林水産業やバイオ産業における資源としての生き物の利用、バイオテクノロジーなどの技術や知的財産権の取扱いなど、とても幅広いものとなっています。

第3の目的とABS

生物多様性条約には3つの目的があります。①生物多様性の保全と ②持続可能な利用はよく話題になりますが、この2つのほかに性格の異なる次の目的が掲げられています。

③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

この条約では、生物多様性に富む国々からの提案が反映されて、資源としての生き物がそれぞれの国の主権に基づく権利に属することが確認されています。各国はそれぞれの考え方に基づいて、自国内の遺伝資源の利用を規制することができます。その際、利用者は遺伝資源の利用から生ずる利益を資源提供国に配分することが条約の目的の1つとして掲げられているのです。

この利益配分は本来、保全と持続可能な利用にインセンティブを与えることが想定されて取り入れられています。しかし、遺伝資源の利用規制が厳しすぎると、企業や大学などでの研究開発や産業利用が困難になり、ひいては私たちの暮らしにも影響を与える可能性もあります。そのため、遺伝資源の取得や利用、そして利益配分のあり方をめぐって、条約発効以来、長年にわたって国際交渉が積み重ねられてきています。この第3の目的に関わる問題を「遺伝資源へのアクセスと利益配分（Access and Benefit-sharing〔略してABS〕）」と呼んでいます。

遺伝資源…… 生物多様性条約では遺伝資源のことを「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材」であって、「現実の又は潜在的な価値を有する」ものと定義しています。

2010年COP10名古屋の重要議題・ABS

生物多様性条約に参加している締約国が集まって意思決定などを行う機関として締約国会議（Conference of the Parties〔略してCOP〕）が置かれています。2010年10月には、名古屋において第10回締約国会議（COP10）が開催されます。

COP10における重要議題の一つが、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的制度（International Regime〔略してIR〕）です。



ドイツ・ボンで開催された第9回締約国会議（COP9）まもなく全体会合が始まるところ

ABSってどんなこと？

企業や大学をはじめ、私たちが海外の遺伝資源を取得、利用しようとするときに、生物多様性条約のもとで守る必要のある約束事があります。遺伝資源へのアクセス（取得の機会）と利益配分（Access and Benefit-sharing [略してABS]）について、遺伝資源の利用者は、提供国との間で、その国の法令に従って大きく2つのことが求められます。

〔ABSの基本的な枠組み〕

- ① 必要な情報を事前に知らせた上で、
遺伝資源提供国からアクセスの同意を得ること
- ② 相互に合意する条件によって、遺伝資源利用
(研究開発、商品化など)から生ずる利益を
公正かつ衡平に配分すること

遺伝資源を取得しようとするときには、もともとその土地の生き物を伝統的に利用している先住民が暮らしていることもあります。条約では、このような先住民社会や地域社会の伝統的知識や工夫、慣行を尊重して、その

利用によってもたらされる利益の衡平な配分も奨励しています。

生物多様性条約に基づくABSの考え方や具体的方法を示すために、2002年4月には「ボン・ガイドライン」が作成されました。この中で利益配分は、金銭的利益だけではなく、教育訓練や技術協力、地域経済への貢献など非金銭的な利益が含まれるとされています。日本では経済産業省と(財)バイオインダストリー協会が「ボン・ガイドライン」をベースに作成した利用者向けの「遺伝資源へのアクセス手引」を提供しています。

2002年9月に開催されたヨハネスブルグ・サミット(リオ+10)では、ABSに関する国際的制度(International Regime [略してIR])の交渉開始が合意されました。遺伝資源提供国の中には、「ボン・ガイドライン」では利益配分の確保には不十分であると指摘する国もあります。一方、遺伝資源利用国の企業や大学などからは、遺伝資源提供国における窓口・手続の不明確さなどの国内制度の課題も指摘されています。このような中でCOP10に向けて現在も国際交渉が継続されているのです。

ABSの流れの例 ~win-winな関係~



日本によるABS実践例

日本では、^{*}独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)がインドネシアやベトナム、モンゴルなどのアジア諸国と“微生物資源の保全と持続可能な利用”に関する覚書を結んで、それら各国の研究機関や大学とともに現地で微生物探索に関する共同研究プロジェクトを行っ

ています。共同研究を通じた技術移転や、研究成果の共有、研究者交流・受け入れによる人材育成を行うとともに、企業や大学などと利用契約を結んだ上で微生物株を提供し、両国の研究開発や産業利用の発展に貢献しています。



*独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE):信頼できる技術と情報をもとに、「暮らしの安全・安心」に貢献することを基本理念として活動している機関で、生活安全分野、化学物質管理分野、適合性認定分野、バイオテクノロジー分野の4分野からなる。詳しくは ⇒ <http://www.nite.go.jp/>

財団法人 バイオインダストリー協会（JBA）について

JBAは、産・学・官が連携して、バイオインダストリーの健全な発展に取組んでいます。



生物資源総合研究所

生物多様性条約発効以降、遺伝資源アクセスと利益配分(ABS)について様々な活動を実施して、産業界、学界、政府を支援し続けています。

生物・遺伝資源に関する諸課題の解決に寄与するため生物資源総合研究所を設置しています。

ABSに関する生物資源総合研究所の取組み

- 国際動向の把握
- 各国制度の実態把握
- 国際交渉への参加
- 資源国との相互理解促進
- 産業界への普及
- セミナーの開催



海外の遺伝資源への アクセスに関する相談窓口

2005年4月より遺伝資源アクセスと利益配分(ABS)に関するお問い合わせ・問題解決等の相談窓口を開設し、秘密を厳守して対応しています。既に多くのご相談をいただき、企業や大学の研究機関などの国際活動の円滑化に寄与しています。

相談窓口

(財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所
TEL:03-5541-2731 FAX:03-5541-2737
<http://www.mabs.jp/> からも受付中



生物資源へのアクセスと 利益配分 －企業のためのガイドー

遺伝資源アクセスと利益配分(ABS)の国際動向や海外実態を理解するために役に立つ情報を豊富に提供しています。実際に遺伝資源を取得、利用しようとする企業や大学・研究機関などABSについて知りたい方々の参考になります。



<http://www.mabs.jp/>



JBA

オープンセミナー

遺伝資源アクセスと利益配分(ABS)に関するオープンセミナーを毎年、全国各地で開催しています。最新の国際動向や課題、展望などを広くお伝えするほか、産業界や学界などからの参加者のご意見を把握して、ABSに関するJBAの取組みに活かしています。



遺伝資源へのアクセス手引

企業や大学などの研究機関が海外遺伝資源へのアクセスを行う際の手引を経済産業省とともに作成しました。遺伝資源の提供者と利用者双方のWin-Winな関係構築に役立てるため、ボン・ガイドラインの内容をベースに、我が国産業界と学界の協力を得て、より実用的、機能的な内容になっています。



もうひとつの生物多様性のおはなし - Win-Winな関係 -

平成21年10月 初版 第1刷発行

発行：財団法人バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-26-9 グランデビル8階 TEL:03-5541-2731 FAX:03-5541-2737 <http://www.jba.or.jp/>

企画制作：株式会社ノルド社会環境研究所 デザイン・レイアウト：かじたにデザイン イラスト：七宇由布

経済産業省の委託により財団法人バイオインダストリー協会が作成いたしました。 Copyright©2009 Ministry of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved.